

富士市教育委員会 3月

定例会
臨時会

会議録
(令和7年)

開催日

令和7年3月24日 月曜日
開会 13時30分
閉会 14時12分

会議場

市庁舎6階
第3会議室

出席委員の氏名

教育長	太田 桂	委員	塩谷 知一
教育長職務代理者	和久田 恵子	委員	保科 悦久
委員	松田 靖子		

出席職員等の氏名

教育次長	味岡 俊雄	文化財課長	植松 良夫
教育総務課長	佐野 睦昭	博物館長	石川 武男
学校教育課長	若田 泰一	保育幼稚園課長	渡辺 文彦
学務課長	鈴木 秀江	教育総務課調整主幹	小長谷 聡
社会教育課長	吉田 和洋	教育総務課参事補	吉村 直也
中央図書館長	桑原 正壽	教育総務課主幹	遠藤 綱輝
富士市立高等学校事務長	榎 俊英	教育総務課指導主事	瀧 南
教育研修・特別支援教育センター所長	檜 木小重美	教育総務課指導主事	遠藤 真輝
青少年相談センター所長	田中 亘	傍聴人	1人

議題（動議）及び議事の概要

（議案）

- 議第 8号 富士市教育委員会自己点検評価に関する外部評価検討会委員の委嘱について
- 議第 9号 富士市いじめ問題対策推進委員会委員の委嘱について
- 議第10号 富士市立小中学校の通学区域を定める事務取扱要領の一部改正について
- 議第11号 富士市立幼稚園園則の一部改正について

作成者 遠藤 真輝

署名人

「開会」

教育長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから教育委員会会議、3月定例会を開会します。

「会議録の承認」

教育長

会議に入る前に、前回の2月定例会会議録の承認を行います。会議録については、既にお目通しのことと思います。前回の会議録を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

原案のとおり承認することといたします。

「教育次長の報告要旨」

教育長

続きまして、教育次長から報告等がありましたら、お願いします。

教育次長

2月14日から開会しております市議会2月定例会ですが、3月25日で閉会となります。

このうち3月13日、14日に開催されました産業教育分科会及び委員会において、新年度予算及び条例案等について審議が行われましたが、25日の本会議にて最終的に審議される予定となっております。

また、議会質問の関係ですが、市長の施政方針に対する質問及び一般質問が、合わせて12人の議員から16件提出されました。

これらの答弁要旨につきましては、本日、取りまとめたものを資料として各委員に配付させていただきました。そちらをもちまして、報告とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

続いて、今月14日に行政職、21日には教育職の令和7年度人事異動の内示がありました。これに伴い教育委員会事務局の所属長におきましても、異動対象となる者がおります。

また、今月末をもちまして退任する所属長もおります。

会議終了後に、今末日をもって異動又は退任する所属長につきまして、御挨拶をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

「議事の大要」

教育長

これより議事に入ります。本日は議決案件4件の審議をお願いいたします。

本日の定例会の会議録の署名人を指名いたします。塩谷知一委員と保科悦久委員をお願いします。

教育長

それでは、審議に移ってまいりたいと思います。

初めに、議第8号「富士市教育委員会自己点検評価に関する外部評価検討会委員の委嘱について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

(議第8号 富士市教育委員会自己点検評価に関する外部評価検討会委員の委嘱について説明する)

教育長

これより議第8号案に対する質疑を行います。いかがでしょうか。

保科委員

附属機関設置条例の別表第2「委員の構成」に記載されている学識経験者には、どういう定義があるのでしょうか。

教育総務課長

附属機関設置条例の中では、学識経験者に関する定義について、特段定められてはおりません。

一般的には、大学教授のような立場の方や有資格者等、専門的知見のある方になると考えております。

本課だけでなく、庁内の様々な課にこうした附属機関がありますが、任命する委員の方々は、このような専門的な知識や経験を有している方が選任されています。

教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第8号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第8号案は承認いたしました。

次に、議第9号「富士市いじめ問題対策推進委員会委員の委嘱について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

(議第9号 富士市いじめ問題対策推進委員会委員の委嘱について説明する)

教育長

これより、議第9号案に対する質疑を行います。いかがでしょうか。

和久田委員

先程の質疑に挙がっていた学識経験者以外にも、有識者という言い方も使われると思うのですが、何か違いがあるものなのでしょうか。

学識経験者というと、学問の専門家を想像します。有識者は何らかの専門分野に対して知識を有する方というイメージがあるのですが、その辺りの使い分けというのはあるのでしょうか。

教育総務課長

学識経験者と有識者の使い分けを厳密にしているわけではございませんが、やはり特定の分野について専門的な知見を有していると判断した際には、学識経験者という言葉を用いて任命しています。

富士市いじめ問題対策推進委員会の委員の皆様は、大学の教授をはじめ、弁護士、医師、公認心理士、社会福祉士等、何かしらの資格を有しておられますので、学識経験者の枠組みに入るという判断をしております。

教育次長

学識経験者という言葉を使用することが多いのですが、有識者の他、富士市の条例では知識経験者という言い方をすることもあります。特別な経験、専門的な経験を有する方にこうした呼称を使うことがあります。

法令、条例、例規ごとに、呼称が統一されていないところがございますが、大体同じような意味を指しているということで、御理解いただければと思います。

保科委員

富士市いじめ問題対策推進委員会というのは、非常にデリケートな問題を取り扱うものと理解しております。

委員名は、非公開なののでしょうか。推進委員会規則にはその旨の記載がないのですが、公開・非公開なのかについて、何か別のところに規定されているものなのでしょうか。

学校教育課長

この委員会は、固有名詞を取り扱いますので、非公開になりますが、会議の前半部分での議題については、例えば富士市のいじめの現状等は公開され、それ以降は非公開とし、御退出をお願いしております。

保科委員

会議内容の取扱いについては分かりました。委員名は公開するのでしょうか。

学校教育課長

はい、委員名は公開となっております。

教育次長

委員名を出すかどうかにつきましては、富士市情報公開条例に規定されておりました。その取扱いの中で、公務員の職・氏名については公開する、とされています。よって、基本的に委員名につきましては全て公開されることとなります。

教育総務課長

「ふじの教育」を毎年発行しており、まもなく令和7年度版が出されますが、こちらの巻末にも、推進委員名簿が掲載されており、公開の扱いとなっております。

松田委員

議題である委員の委嘱とは論点が離れてしまうのですが、この富士市いじめ問題対策推進委員会に上げられるいじめ問題の定義的なものはどのレベルのものなのでしょう。できるだけこうした委員会に上がらないことが一番だとは思いますが、内容的にどういったことを審議しているのか、また次回で構わないのですが、教えていただければと思います。

学校教育課長

取り扱う内容に、明確な基準は特に設けておりません。いじめ重大事態になるかどうかではなく、例えばいじめ、或いはいじめ以外にも学校が保護者対応や子ども同士のトラブルで対応に苦慮しているもの等の情報が上がってきます。

この機会に、議題に挙げて、その内容を学校に返すことで学校が助かりそうな事案について、審議することになります。

ただ、時間も1時間程度ですので、盛りだくさんの内容の話はなかなかできないため、1回につき大体1件、多くとも2件になると思います。

いじめ問題やトラブル対応には、その子ども同士、そして背景にある家庭・保護者等も当事者として出てきますが、そういったときに、学校としてどう対応すればよいか、判断が難しいことがあります。そうした問題の解決のために、色々な知見から御意見をいただく場です。内容の大きさや深刻さ等に明確な基準はございません。

松田委員

その都度、その時の状況によって、審議が諮られるということですね。

学校教育課長

はい。今回はこの問題を取り上げよう、という感じですね。

教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第9号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第9号案は承認いたしました。

次に、議第10号「富士市立小中学校の通学区域を定める事務取扱要領の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

学務課長

(議第10号 富士市立小中学校の通学区域を定める事務取扱要領の一部改正について説明する)

教育長

これより、議第10号案に対する質疑を行います。いかがでしょうか。

塩谷委員

今回の改正で子どもたちがより通いやすくなるという意味での新設だと理解しています。今回、新たに自閉・情緒学級が加えられましたが、資料14ページの表を拝見すると、大部分の中学校に設置されたかと思います。

逆に、どこの中学校にこうした学級がないのでしょうか。現在、まだ設置されてない学校がどれくらいあり、また、それにはどんな理由があるのか教えていただきたいと思います。

学務課長

14ページの表ですが、現在、中学校で自閉・情緒学級を設置していないのは、岩松中学校です。

自閉・情緒学級の新設につきましては、学校側からの希望によって、その翌年度の生徒の状況に応じて設置しますので、来年度は、岩松中学校だけが通学区域にないこととなります。

塩谷委員

では、今のところ岩松小と岩松北小の通学区域からは、岩松中学校も含めて、学校側から要望が出されていないので、現時点では設置していないけれども、来年以降もし希望があった場合、市内の他の状況を見ながら、最終的

には全中学校に設置するという方向になっていくのでしょうか。1校だけ設置していないということに、少し違和感を持つのですが、その辺りはどのような検討状況にあるのでしょうか。

学校教育課長

児童生徒調べの時に、自閉・情緒学級の対象となるお子さんがいるかどうかです。そうしたお子さんがいないのに学校が申請することはありません。

小学校から中学校に上がる際に、自閉・情緒学級を希望する子どもがいるときに、申請が上がってきます。申請を受けて、開設するかどうかを検討した上で開設していくという流れです。

現在は岩松中学校には自閉・情緒学級はないということですが、岩松中学校にはそうした対象のお子さんがないということになります。

塩谷委員

分かりました。では、仕組みとすると、現在設置されている学校でも、そうしたお子さんがいなくなったときには、次年度は設置しないということなのですね。

学校教育課長

はい。おっしゃる通り、閉級ということになります。これは教員の数に関係するため、非常にデリケートな事柄になります。今まで設置していたけれども、対象のお子さんがいなくなれば、その学校から自閉・情緒学級もなくなるということになります。

教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第10号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第10号案は承認いたしました。

次に、議第11号「富士市立幼稚園園則の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

保育幼稚園課長

(議第11号富士市立幼稚園園則の一部改正について説明する)

教育長

これより、議第11号案に対する質疑を行います。御質問はございません

でしょうか。

質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第11号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第11号案は承認致しました。

これをもちまして、本日の審議事項は全て終了致しました。

引き続き、各課等の予定事項をお願いします。

教育総務課長、学校教育課長、学務課長、社会教育課長、文化財課長、中央図書館長、富士市立高校事務長、教育研修・特別支援教育センター所長、青少年相談センター所長、博物館長の順で説明

教育長

ただ今、説明のありました各課の予定事項につきまして、何か質問等ありますでしょうか。

保科委員

お願い事項が2点ございます。

1点目は教育研修センターの方で、社会科の地域副読本をまた配布されるかと思うのですが、もしよろしければ、委員の方へも配布をお願いできればと思っております。

2点目ですが、学校教育課の所管に、来年度はコンピューター機器の入替えがあると思います。前回の話で、機器の修理が多かったことから、その修理コストを見込んでおられるというお話がありました。ある程度の月が経過した段階での修理件数と修理費用を、一次の時と二次の時とで比較する形で御報告いただければという、来年度へのお願いでございます。

教育長

ほかにございますか。ないようですので、次回の教育委員会会議の日程を申し上げます。

4月22日(火曜日)午後1時30分から市庁舎6階第3会議室にて、教育委員会会議を開催いたしますので、よろしくお願い致します。本日は、御審議いただきありがとうございました。これをもちまして、本日の定例会を閉会とさせていただきます。皆様、お疲れ様でした。